

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月8日

山口県知事 村岡 嗣政 殿

提出者

住 所 山口県岩国市今津町一丁目14-51

氏 名 岩国市長 福田 良彦

(建設部 都市排水施設課)

電話番号 0827-29-5048

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	岩国市一文字終末処理場
事業場の所在地	山口県岩国市新港町二丁目7-145
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	公共下水道終末処理場[363]
② 事業の規模	—
③ 従業員数	29人(委託業者28人含む)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当処理場から発生する産業廃棄物は、汚泥処理の前処理設備であるスカム分離機で発生するスカム(毛髪等夾雑物、濃縮汚泥)、濃縮汚泥を消化槽で消化した消化汚泥、消化タンクで発生したメタン・硫化水素の混合ガスから硫化水素を除去するための脱硫剤(粒状鉄)がある。 スカム、脱硫剤は、焼却後埋立処分している。消化汚泥は、脱水後コンポスト肥料として再利用している。 なおマニフェストでは汚泥(スカム・脱水汚泥・脱硫剤)としている。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<pre>graph TD; A[課長] --- B[廃棄物担当者];</pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	排出量	10,893 t	0.148 t
	(これまでに実施した取組) 事業の性格上発生抑制は困難であるが、資源化、再利用に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	排出量	18,964 t	0.1 t
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥について、中間処理の消化を行うことで汚泥減量化に取り組む。 スカム、廃脱硫剤（硫化鉄）、窒素りん計廃液、廃試薬については、現在処理後埋立処分しているが、処理技術の進展状況を見ながら、今後建設資材等で再利用可能となったら再利用を進めたい。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類別、工程別にそれぞれ保管する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。		

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) 汚泥の中間処理で発生するメタンガスを、加温消化の熱源に利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	10,849 t	0 t
(これまで実施した取組) 最終的な処理汚泥量を減らすために、加温消化を実施している。 脱水効率の向上等による中間処理を推進する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	16,496 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	全処理委託量	1,035 t	0.148 t
	優良認定処理業者への処理委託量	44 t	0.148 t
	再生利用業者への処理委託量	991 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃酸
	全処理委託量	2,468 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,444 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>脱水効率の向上等による中間処理を推進し、汚泥の含水率を低下させるよう努めていく。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。